

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和6年12月組合議会臨時会会議録

令和6年12月23日

1 出席議員氏名

松隈 清之	大川 隆城	尼寺 省悟	江副 康成	伊藤 克也
池田 利幸	重松 一徳	大久保由美子	平野 達矢	宮原 宏典
吉富 隆				

2 欠席議員氏名

松信 彰文

3 議会録署名議員

江副 康成 宮原 宏典

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	向門 慶人	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	船津 直樹	次長兼鳥栖消防署長	松永 康輝
次長兼総務課長	西山 伸一	警防課長	吉家 巧
情報指令課長	井上 耕一	予防課長	永田 文隆
西消防署長	藤光 敏文	総務課参事	大寫 邦彦
総務課長補佐	園木 勝彦	総務係長	牟田 尚弘
財政係長	平野 剛		

5 議会事務局員氏名

総務係員 竹嶋 健太

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	管理者提案理由説明
日程第 4	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例
日程第 5	令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 13時30分から14時05分

(松隈議長)

おはようございます。

本日、鳥栖三養基地区消防事務組合告示第9号におきまして、組合議会臨時会が招集されました。

ただいま出席人員11人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより、令和6年12月組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(議員)

なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって今期臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において江副康成議員並びに宮原宏典議員を指名いたします。

日程第3、管理者提案理由の説明を求めます。

(向門管理者)

はい、議長

(松隈議長)

向門管理者。

(向門管理者)

はい。皆さんお疲れさまでございます。

本日ここに、組合議会臨時会を招集いたしまして提案しております議案について概要を説明し、御審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第10号、鳥栖三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、人事院勧告等に準じまして、本組合におきましても、職員の給与を改定するものでございます。

次に、議案第11号、令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入、歳出それぞれ2,431万円を追加し、既決の予算と合わせまして、予算の総額を16億3,883万6,000円といたしております。歳入面では、繰入金を増額いたしております。歳出面では、職員の給与等につきまして、総務費において、所要の額を補正いたしました。

以上で提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、ありがとうございました。

日程第4、議案第10号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山次長兼総務課長)

皆さんこんにちは。

次長兼総務課長の西山でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議会資料①の1ページと議案参考資料③の1ページから7ページの新旧対照表を、お願いいたします。

第1条の改正内容は、人事院規則に準じ特殊勤務手当として新たに「緊急消防援助隊派遣手当」を規定し、作業に従事した日、1日につき2,160円を超えない範囲で支給するものでございます。作業区分と金額につきましては、人事院規則に準じた活動場所や時間帯に応じた額を規則で規定をする予定でございます。

次に、本年の人事院勧告等に伴い佐賀県職員給与条例の一部が改正されたことから、本組合も佐賀県に準じまして改正するものでございます。

令和6年度に支給する期末・勤勉手当の支給月数を民間支給割合との均衡を図るため、一般職につきましては支給月数を0.10月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、0.05月分引き上げまして、それぞれ12月の期末・勤勉手当に配分するものでございます。

また、民間給与との較差を解消すること及び人材確保の観点を踏まえ、職員の初任給をはじめ、若年層に重点を置き給料の引上げをお願いするものでございます。

なお、給料の改正につきましては、本年４月１日から適用いたします。

次に、議会資料①の５ページと議案参考資料③の８ページから９ページの新旧対照表をお願いいたします。

第２条は令和７年度以降に支給する期末・勤勉手当につきまして、支給月数の引き上げ０．１０月分を６月と１２月の期末・勤勉手当に、それぞれ０．０５月分配分するものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、支給月数の引き上げ０．０５月分を６月と１２月の期末・勤勉手当に、それぞれ０．０２５月分配分するものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第１０号の質疑を行います。

(重松議員)

はい

(松隈議長)

重松議員

(重松議員)

あの、第１条の（７）ですね、緊急消防援助隊の派遣手当の２，１６０円を超えないということは、「最高額の２，１６０円になりますよ。」という形になろうかと思えます。これは全国統一的な扱いだろうというふうに思いますが、消防庁長官の指示に基づいて、これは派遣命令が出て、それに基づいた部分だろうと思えます。この中身ですね、この２，１６０円。これはどういうときにこの最高限度額出されて、するのか、これについてまず説明をお願いいたします。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山次長兼総務課長)

重松議員の質問にお答えします。

規則の内容につきましては、人事院規則に準じ職員の給料その他給与支給規則にお

いて、活動場所や時間帯に応じた額を規定する予定でございます。

職員を消防組織法の規定に基づき緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村の消防応援等に従事したときには1,080円。また活動時間が午後10時から翌日の5時までの時間帯で行われた場合は1,620円。災害対策基本法など法令に基づき設定された立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域では2,160円。消防長が認める場合は2,160円を支給する予定でございます。

以上お答えとさせていただきます。

(重松議員)

はい

(松隈議長)

重松議員

(重松議員)

あの、消防庁の指示と言いましたけれども、例えば自衛隊ですね。自衛隊が派遣するときには手当が出るんですね。その金額というのは重大事故、例えば原子力災害とかなれば、1日当たり4万2,000円を超えない範囲という感じなんですね。金額は全然、それこそ数万違うみたいな金額。特定の例えば大規模災害でも、自衛隊が派遣されれば1日当たり6,480円ぐらい出るんですね。それからすると消防職員のこの緊急消防援助隊の派遣手当2,160円というのは、少し安過ぎるんじゃないかと、私はそういうふうに思うんですね。これは、まあ国が決めたことだから、もうこれに従わなければならない、という形になるんでしょうけれども、例えば、鳥栖・三養基消防ですね、準用といいましょうか先ほど言われた部分でですね、現場段階でこれは過酷事故だというふうな形で、この最高限度の2,160円の手当支給という形ができるのかと。いや、これはもう先ほど言われた部分の内規といいましょうか、基準に基づいてやりますよというふうになるのかですね。そこをお願いいたします。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山次長兼総務課長)

重松議員の質問にお答えします。議員の御指摘のとおり、原子力災害で活動した場合の自衛隊の活動内容に応じて、1,620円から4万2,000円の支給ができるよう「防衛省の職員の給与に関する法律施行令」で規定されております。原子力災害等では、より専門的な知識を有する部隊が活動するために、特殊部隊等を有する東京

消防庁等には同等の手当が支給できるように規定されております。

改めてではございますが、当組合の緊急消防援助隊として自然現象や、大規模な事故により災害が発生した場所における、基本的な救助活動等に対して活動できる部隊しか登録していませんので、人事院規則に規定されている「災害応急作業等手当」に準じ改正を行いたいと考えております。よろしくお願いします。

以上、お答えとさせていただきます。

(重松議員)

ちょっと

(松隈議長)

重松議員

(重松議員)

今言われたのは大体分かるんですけどね。例えば佐賀県内、佐賀県内の例えば、県、県知事に基づいての派遣はこれには該当しないんだというふうになるのかなと。

県をまたいでした場合、消防庁長官から、派遣命令といいたいでしょうか、出た場合しか適用しませんよというふうになるのか。佐賀県には、玄海原発がありますからね。玄海原発の事故で、消防職員が派遣される場合は、これは、それこそさっき緊急消防援助隊の派遣手当が支給対象になるという形で、佐賀県内の、佐賀県内でお互いに協力してから派遣する場合の該当するのかもしれないのか、それも含めて、お願いします。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山次長兼総務課長)

重松議員の質問にお答えします。

佐賀県内で災害が起こった場合については、佐賀県常備消防、消防相互応援協定に基づいて出動します。県外でしたら総務省のほうからですね、本組合のほうに緊急消防援助隊の派遣要請が行われます。

以上、お答えとさせていただきます。

また、唐津のほう原発があるということで、聞かれましたけれども、唐津のほうではですね、そういった原子力に対してのですね、手当というのは現在のところ特殊勤務手当にはないようなことは調べております。

以上、お答えとさせていただきます。

(重松議員)

はい、了解です。

(松隈議長)

他にございませんか。

(大久保議員)

はい

(松隈議長)

大久保議員

(大久保議員)

慣例ですけれども、これから、こういう従事した場合の金額が、今回、条例の中に加えられますけれども、例えば過去で事例で言えば県外でどういうところで援助、救助のほうで派遣されたのかをお答えいただければ、お願いします。

(吉家警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

吉家警防課長

(吉家警防課長)

はい。警防課長の吉家です。よろしくお願いします。

過去の緊急消防援助隊の派遣状況ですけど、過去に当組合から行ったのが4回ございます。

1回目が平成23年の東日本大震災、これは岩手県のほうに派遣をしています。

それから2回目が平成28年の熊本地震、これは阿蘇市、宇土市、益城町のほうに派遣しています。

それから平成29年九州北部豪雨、これは福岡県の朝倉市のほうに派遣をしています。

それから最後ですけど令和2年の熊本豪雨、これは人吉市、球磨村のほうに緊急援助隊として、佐賀県大隊として出動をしています。以上です。

以上、お答えといたします。

(大久保議員)

はい

(松隈議長)
大久保議員

(大久保議員)

それ今までのこの、近々の事例としては4回。その、教えていただきましたけど、それは今までどおりのところで支給されてましたけど、これからはこういう、また緊急の要請があった場合は、この新しい条例でされるということになりますよね。ということになる。あくまでも確認ですけれども。

(西山次長兼総務課長)
はい、議長

(松隈議長)
西山総務課長

(西山次長兼総務課長)

大久保議員の質問にお答えします。

現在、緊急消防援助隊として出動した場合の手当につきましては、本組合の職員の給与に関する条例により、特殊勤務手当として夜間特殊業務手当、危険手当、消防出動手当、救急出動手当、救命士手当、また時間外勤務手当と旅費を合わせて支給しております。今回、新たに緊急消防援助隊派遣手当のほうが議決いただけましたら、それも加算されるということです。

以上、大久保議員の質問の回答とさせていただきます。

(松隈議長)
ほかにございますか

(平野議員)
はい

(松隈議長)
平野議員

(平野議員)

前回の議会でもですね、申し上げましたけれども、いわゆるその全体的にですね、今回特勤手当がですね、別にやられましたけれども特勤手当ばかりじゃなくてですね、やはりこの号給に関してのですね、いわゆる鳥栖・三養基地区消防事務組合の金額の程度。これはどうかな低過ぎるんじゃないかなと私1回申し上げたと思っております。ようは、やはり皆さんがですね、地域の皆さん方が一生懸命働いて築いた財産、誰も

ですね、それを災害にこれにするとかそういうことではないんですからですね。しっかりした、場所のですね、防災全てに対してですね、やはりしっかりと対応していただきたいというのが基本的な考え方を持っています。

その中でね、今回、令和7年度の新採ですね。採用においてですね、前は恐らく5人、5人ということだったですかね、4人か5人の新採をする予定だということを知りました。ようは、私は、まず募集をしておられる方は全て優秀な方だと思っておりまう。しかしながらですね。より優秀なですね、職員さんを採用してですね、しっかりと住民の生命財産を守っていただきたいということを考えればですね、やっぱりそれなりのやっぱり優秀な人材をやっぱり欲しいわけですね。今民間もですね、一生懸命やってやっぱし優秀な人材集めにかかっておりまうし、各自治体もですねお互いが競争なんですよ。

そうした中で、今回ですね、どのようなですね方々がですね、この新採としてですね、まだ決定してるのかどうか分かりませんけれども、どのような状態なのか。ようは、何人ですね。来年度何人の募集に対して何人応募されてきてその結果、何名がですね、合格をされて、そして、ようはよそに逃げた部分、最終的に何人残った、非常に大事なことになるんですよ。

ですから、相当数のですねやっぱり消防に対する理解を得ながらですねやっぱし応募されてきたと思いますけれども、要は二股三股かけて、そしてですね、いい人材がよそに行ってしまうんじゃないですかね、何名ですね応募してきててもですね、本当に優秀な人材が残るということに対しては不安があるわけですよ。それは、今日のこのですね、議案にやっぱし影響するわけですね。

だからその辺りね、やっぱし確かに財政はどこの自治体も大変でございましょう。補助金を出すのにですね、大変だと思いますけれども、やっぱし財産があつての生活ですよ。命あつての生活です。ですからその辺りを考えればですね、どのぐらいの、今回採用に対してですね、人材が集まってきたのかという部分について、説明を求めまう。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山次長兼総務課長)

平野議員の質問にお答えします。

令和7年度の採用申込みについては、37名で22名が受験。募集人員について3名程度です。申込みを行ったのが37名。それとそのうち22名が一次試験に来ております。最終的には合格発表4名いたしまして、2名の辞退が出ております。辞退が出てまうので今後採用についてはですね、しっかり検討してですね、対応していくよ

うな考えであります。

以上、平野議員の質問にお答えいたします。

(平野議員)

はい

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

消防ということに対してですね、やはり隊員として頑張ろうと。こういうことで37名の応募があったということは非常にいいことですよね。それは理解出来ます。1次試験で22名、最終的に4名で2名だけ残ったということで50%ですね。あと50%が逃げたということですよね。だからその部分をどう判断するかですよね。2名が逃げた。例えばですね、そういうところをですね、原因。なぜなのかということもですね、やっぱり調査する必要があるんじゃないかなと思うわけですよ。どのようにその辺りを考えているのかですね、これはですねやっぱりその、総務課長だけにもいろいろ言わなくてやっぱ、構成団体の各首長さんたちがですねその辺りをどのように考えるのかですね。ようは補助金に関係してきますんで、そのあたり、できれば首長さんたちの考え方もですね。あなたたちの考え方が、住民の生命と財産を守る意欲がどれだけあるかということにですね、かかってくるわけですよ。聞きたいですね。

(松隈議長)

まずは辞退自体の理由を聞いてれば、もし聞いておられればお答えください。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

はい、西山総務課長。

(西山次長兼総務課長)

すみません。

平野議員の質問にお答えします。

2名の辞退につきましては、1名が東京消防庁のほうに行きたいということで1名辞退。もう1名についてはですね、東京都の区役所に行くということでですね、以上2名の方がですね、うちの方を辞退したということです。

以上、回答とさせていただきます。

(平野議員)

はい

(松隈議長)

はい、平野議員

(平野議員)

今度、各首長さんの考えは聞きますけれどもね。ようはそうすると、今回、4名のことに対して2名ということ。ただ、また来年も結局、ようは基準に達するまでの職員の数というのは、今、いわゆる鳥栖・三養基消防署、恐らく60数%しかないですよ。もう忘れました。1回質問しましたけれども。ようは、来年はやっぱプラス2名で、していかにといかにということです。募集をね。だからそれはどういう考え方を持っているのかと。ようは、今言いました、最初質問しました、首長さんたちどういう考え方をお答えいただきたい。

(松隈議長)

武廣副管理者

(武廣副管理者)

私も採用に関わらせてもらいました。素晴らしい人材が上から2人抜けちゃって、東京に行かれるということでしたので、事務局側にアドバイスをしたのは、試用期間6か月に打って、もう不合格を出さずに、時間をおいて1か月なりですね、余裕を持たせなさいということを指示いたしております。それによって欠員が出た場合あるいは別のところに、合格者が出た場合、別のところに行かれるという場合にですね、採用も追加でできるのがありますし、そういうアドバイスをしたものの、やはり東京へ行きたいというような気持ちをお持ちの方が、面接上はそういうことなかったのですけれども、そういうのやっぱりでてくるので、なるべく地元の方の採用を意識したですね、そこもやっぱりやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。採点の評価の仕方、この辺も、地域についての理解度みたいなものも入れた方がいいんじゃないかなと個人的には思ってます。

以上です。

(松隈議長)

順番に、岡副管理者

(岡副管理者)

正直、辞退者はどこの自治体でも悩みの種だと思います。みやき町の令和7年度に向けた採用試験でも辞退がやはり出ました。まあ、逆に応募者からいえば、職業選択

の自由があるわけですから、そこをいかに魅力のある職場であるということを、正直話っていくしかないと思いますし、正直この、九州管内では引けをとらないとは言っても、東京3大都市圏の消防職員の待遇としては、差がつくのは致し方がないというところは否めない事実です。そこを後は気持ちっていうところも含めて面接のところで、どう探っていくのかというところが多分課題になってくることだと思っており、この話については、各自治体の採用試験でも同じことが言えるということになってきます。そういった意味ではですね、やはり、地元採用というところも、しっかり見ながら、その地元にかける思いというところをしっかりと面接等々で探っていくということになってこようかと思います。

待遇面を、むやみやたらに上げるというところに関しては、一定程度の慎重な姿勢が必要なんだろうというふうに思っております。まだまだ、先ほどの数字からいくとですよ、応募自体は30数名。あったわけですから、それだけの、正直3名程度っていう、募集の中で10倍以上の応募があったということは、まだまだ、このエリアに関しては、この鳥栖・三養基消防事務組合という組織は、まだまだ魅力があるんだろうというふうなところで、そこを、その魅力でも、なおかつ募集が集まらない。という状況になればですね、当然待遇面というところは考えていかなきゃいけないと思いますし、そこはしっかり人員確保のためには、一定の予算というのは考えていかなきゃいけないと思うんですけど、状況的には今そういう状況かなというふうに理解しております。

以上です。

(松隈議長)

松田副管理者

(松田副管理者)

今年からですかね、管理者とそれから副管理者が1人ずつ、面接に立ち会うようになって、今年は上峰町で、来年うちみたいなことをちょっと聞いたような気がするんですけども、その辺の状況も聞いて、今回のことも、その内定の段階の話なんかも聞いて、私のほうから言ったのは、うちもそうやってるんですがインターネットを使って、いかにこの鳥栖・三養基の消防が、若いやる気ある人たちがこうやってるかっていうのを、そういう若い隊員のインタビューなんかもつけてですね、それからこういう事業・活動をやってるみたいな話をすると、応募数がまず増えるんじゃないかと、応募数を増やすということがやっぱり1つ目、大事なので、それをぜひ考えてくださいと。

それから、2つ目は、結局、職業選択ですけども、最後の最後の駆け引きで、いい人が抜けてたりすることは、これは自治体もあるわけなんですけれども、例えば、1番と3番の力がほとんど差がない場合に、1番がいなくなっても、3番はもう不合格を出してるみたいな形になったら、もうどうしようもないのでですね、今、町のほうでも、不合格の通知は少し遅らせて出すようにしているんですね。それで、もう本

当に、内定した人には「本当に来るんだよねって。」というの言い方悪いけど、少しおどし的に「来なかったら大変なことになるとよ。」という。「人間として社会人として第一歩間違うんだよ。」みたいなぐらいの強い、強い口調で言うそうですね、なかなか皆さん、「ちょっとだけ待ってください。」とかいう話になってきますので、そのときは、「とにかくあなたが1番だから、あなたを待つから、その代わりあなたが駄目ならすぐに言いなさい、他のチャンスがある人が上がる可能性があるんだから。」みたいな感じでですね、事細かに今言うようにしてますので、そういったこともですね、うちはこういうふうなことやってるっていうことで、消防の皆さんには御説明はしましたんでですね。いろいろ工夫して少しでもいい人材をこの地域に残していくというのが、我々の仕事であるというふうに考えているところでございます。

(松隈議長)

はい、向門管理者

(向門管理者)

私は管理者として最終面接にも携わらせていただいています。最終面接には6名、最終合格出してるんですけども、来たのは5名です。のうち4名合格して2名が辞退をしています。

その中で4名の中で当然、我々も面接の中で、ほかに受けているところであるとかあるいは希望とか、そういった中で、当然、今、松田町長も言われましたけれども、強く、鳥栖にどれだけの熱意があるのか、この消防にあるのかというのは聞いてきたつもりです。

その中で、結果的に東京のほうに採用された方が2名、それぞれ行かれるっていうことですが、やはり、ただ住所的にはこちらなので、やはり東京に対する思いがすごく強かったのかなという。まあ面接の中では上峰町長の武蔵町長が言われたように、そういった仕草というのは一切、逆に言うと見られなかったもので、逆に言うと、まだまだ我々が見抜けなかったのかなと、逆に言うと気持ちはあります。

ただ、4名とも極めて優秀な、面接をしてる中では、素晴らしい人材であったのは間違いなくと思いますし、今回残ってる2名に関しましても、素晴らしい人材であるというふうに思っています。

ただ枠を広げて、そうでない方を取るよりも、やっぱりしっかりとした枠の中での優秀な方を取っていくことが大事だと思ってますので、そういった意味で今後とも面接最終的にはですね、携わっていききたいというふうに思ってますし、ただ、先ほどから辞退者、出てますけど、私も鳥栖市の職員を面接してますけど、やはり辞退者は出てきます。

やはり、いろんなところ掛け持ちじゃないですけど2つ3つ受けられてるので、出るのは出る。それを踏まえた上で今後どうやって採用していくかっていうのはですね、近々の課題であるし、むしろ、副管理者含めて、もう一度話し合ってますね、来年の採用に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

私になぜこういうことを言うかということですね、いわゆるですね、地域消防のですね、分団のですね縮小と隊員数の縮小ですよ。これ、みやき町も来年度で予定をしてるわけですね。ていうことは、やはり、消防本部のね、もうやっぱしこれをしっかりとしてもらわないと、火災はどうしても、風水害に対してはね、やっぱり地域消防の力というのは相当の力があると思うわけですね。そうするとね、やっぱり地域消防を、みやきも、相当減らす予定です。ですからね、その辺りするとやっぱししっかりして消防本部がしっかりしてくださいよと言いたくなるわけですね。だからこっちのほうに力を入れようやないか。やはり、みやき町で分団を減らしたので消防団員を減少した分の予算を、やっぱりこっちに向けないとですね、いわゆるこの消防力の弱体化ということになってきやしないかなと思うわけですよ。

どこでも財政厳しいのは分かった中でね、やっぱし財産はしっかり守ってやるべきだと、こういう行政の役目だと思いますからそういうことをちょっと聞いているわけですよ。はい。大体分かりました。もう、いろいろですね、いい面、悪い面、もう私も理解しているつもりです。

しかしながら、しっかりと頑張っていたきたいなということですね、質問したわけですから、大丈夫です。

総務課長さん。頑張ってくださいしっかりと。

(松隈議長)

ほかにございませんか。

はい、では質疑を終わります。

本案については討論を省略していただき、採決を行います。

議案第10号、鳥栖三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

なし。

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第10号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第 5、議案第 11 号、令和 6 年度鳥栖・三養基地区消防事務組合、補正予算第 2 号を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山次長兼総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長。

(西山次長兼総務課長)

議案第 11 号、令和 6 年度鳥栖・三養基地区消防事務補正予算第 2 号につきまして御説明申し上げます。

別冊②の令和 6 年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第 2 号の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正に関しましては、給料及び職員手当等の増額に伴うものでございます。補正額でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ 2,431 万円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ 16 億 3,883 万 6,000 円といたしております。

それでは予算の詳細について事項別に御説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款 5 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 の財政調整基金繰入金として、2,431 万円を増額し、補正後の額を 2,828 万 1,000 円といたしております。

次に、8 ページをお願いいたします。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 の一般管理費につきましては、2,431 万円を増額し、補正後の額を 15 億 627 万 3,000 円といたしております。

内訳でございますが、節 1 の報酬を 21 万 7,000 円。節 2 給料を 1,495 万 6,000 円。節 3 職員手当等を 913 万 7,000 円増額するものでございます。

なお、④の議案概要説明書の 1 ページに補正予算の概要を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第 11 号の質疑を行います。

(議員)

なし。

(松隈議長)

ございませんか。

はい、では質疑を終わります。

本案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第11号、令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第2号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

異議なし。

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第11号、令和6年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第2号については原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年12月組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 14時05分

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和7年 / 月 8 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

宮泉宏典

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

江副康成